



挨拶する山下理事長（写真中央）

「研修ポイント制度」を今年10月から開始することを公表した。

「ふくせん」は平成24年度老人保健事業推進費等補助金を活用して「研修ポイント制度」による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」に取り組み、カリキュラムのあり方も含めて検討した。

この制度は、個人の研修の受講実績に応じてポ

ふくせんが10月から 研修ポイント制度開始

全国福祉用具専門相談員協会（「ふくせん」山下一平理事長）は5月9日、福祉用具専門相談員の資質向上を目指した

まっていない▽情報収集とアセスメントの基本プロセスが確立されていない——などが明らかにになり、「ふくせん」として今年度にガイドラインの策定を進める方針だ。

山下理事長は、「福祉用具についても昨年度から個別サービス計画が導入され、いよいよ質の向上に向けた流れができてきた」と語った。

化を受け、計画の活用状況の把握とともに計画導入による効果と課題を分析。その結果、「アセスメントで把握すべき情報項目が明確になった」などの効果が上がる一方、専門相談員の「記入作業の負担が大きい」などの課題が明らかにされた。

サービスの質向上に向けた検討課題としては、▽計画の記載方法が定

説明会を開催し、認証する研修を募集。10月から「ポイント制度」を開始する予定だ。

他方、同じく補助金を活用した「福祉用具サービス計画導入による福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」についても公表した。24年度の介護報酬改定により実施された福祉用具サービス計画作成の義務

業倫理と社会制度②利用者の生活・介護・医療③コミュニケーション④福祉用具の選定と利用支援⑤個別福祉用具の知識・技術——の5領域、30課目から構成。科目ごとに到達目標や研修に含む事項などを設定。カリキュラムをもとに認証する各研修の読み替えを行う。

今後、7月初旬を目途に教育・研修実施者への

イントを付与。この情報についてウェブサイトを活用して管理することもに、公表する。ポイントが付与される研修は、ブック（都道府県）ごとに「ふくせん」が認証。ポイントの付与は研修を受講した相談員の申請で行い、事務局が申請内容を確認。原則60分で1ポイントを標準とする。

カリキュラムは、①職